



首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第8回） 議事要旨

1. 検討会の概要

日時：令和6年11月18日（月） 9：00～11：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：増田主査、家田主査代理、大原委員、河村委員、楠委員、栗岡委員（代理）、指田委員、佐藤（主）委員、高岡委員、田村委員、長谷川委員、平田委員、廣井委員、矢入委員、山中委員（代理）

2. 議事要旨

事務局から、「首都直下地震における災害応急対策及び自助・共助について」について、資料に基づいて説明を行うとともに、栗岡委員（代理）から「都の災害応急対策について」、日本赤十字社 丸山災害医療統括監から「首都直下地震時における被災者支援活動」、跡見学園女子大学 鍵屋教授から「首都直下地震時における自助・共助の進め方～災害関連死減少に向けたマンション防災～」について話題提供があり、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 保健医療福祉調整本部についての災害対策本部全体の中での位置づけや内閣府・厚労省との役割分担、都道府県の指針が不明瞭であるため、発災後に同本部を立ち上げられない保健所が出てくるほか、災害医療コーディネーターが不足すると思われることから、早急に対策を検討する必要がある。
- 能登半島地震において1次避難所は被災地、1.5次避難所は被災地外、2次避難所は県外まで及んだが、首都直下地震においてはこういった避難が想定されるか考えておくべきである。
- 平常時における復旧・復興に向けた検討や市民団体等とのコミュニティ形成は災害時の自助・共助に有効であるため、そういった内容を自助・共助の概念に明示的に盛り込むべきである。
- 自宅が無事でも大勢の方が被災によりライフライン、水・食料、トイレを担保できなくなる。現行の仕組みは在宅避難者への支援が極めて脆弱であるため、行政がその地区における在宅避難者、またその方々のニーズをきちんと把握する仕組みづくりが重要である。そのためには、在宅避難等の情報を役所に事前登録するような、事前の対策が必要である。
- 最大クラスの地震のみならず、それよりも小さい規模の地震や想定震源域の端部で発生する地震についても対策が機能するよう検討しておく必要がある。

- 首都圏は道の駅のような応急活動に使えるスペースが限られるため、支援者の活動スペースの確保について検討する必要がある。また、能登半島地震では役場に避難者を受け入れたため応援職員の寝る場所等が不足した事例があり、応援職員の受け入れスペースの確実な確保についても検討しておく必要がある。
- 被災地内における応急対策には限界があるため、医療船を活用した患者移送のように被災地外から行える応急対策についても柔軟に検討すべきである。
- 女性の就業率の高まり等に伴い、自助・共助に向けた防災訓練への子育て世帯の参加が難しくなっている。発想を変えて、オンラインでの訓練や夜間の訓練など、働き方・生き方に合った自助・共助を考える必要がある。
- 首都直下地震ではマンション等に、インフラ災害を含めて軽微から中程度の被害を受ける被災者が大量に発生すると想定されるが、助けるべき人を助けるためにも、自立できる被災者が1か月程度自立できるよう支援のあり方を、事前事後ともに検討する必要がある。
- 発災後でも企業が社会経済活動を維持できるよう、企業間のコミュニティ形成は重要である。ターミナル駅周辺では駅前滞留者対策協議会という協議会が設立される事例があるが、その他のエリアでは企業間の横の関係が形成されていないため、支援が必要である。
- 社会経済活動を守るために、企業の事業再開に対する支援として、企業用の電力やリモートワークスペース等の確保について検討する必要がある。また、基礎自治体から企業への発災時の情報共有のため、平時から企業とのチャンネルの準備を行うべきである。
- 中高層建物が多い首都圏ではエレベーターの停止は著しい機会損失に繋がるため、エレベーターの被害を精緻に事前予測したうえで、復旧ルールについても検証すべきである。
- 中小企業は大企業と異なり、各企業がそれぞれ全く異なる動きをするため、どうまとめていくかが都市部では非常に重要な課題となる。まずはこのことについてしっかりと着目した上で、呼びかけやコミュニティ形成について検討すべきである。
- 帰宅困難者対策として企業は発災後社員を社内に留めるが、応急危険度判定を即時的に実施できないため、社員は社内に留まることに恐怖を感じ避難所へ行く可能性がある。社員がビル内に留まるためには、余震を含めビルの破損状況から安全か判断できる目安を示す必要がある。
- 発災時に観光客や通行人を企業がビル内に受け入れるよう都の条例が出されているが、余震等により予期せぬ被害が発生したときの企業責任が問題になる。法律で免責を規定するのは難しいと思うが、善意で受け入れた企業の責任は問わないといった方向性をメッセージ等で発出する必要がある。
- 企業にテレワークが普及したが、地域の救出・救護活動と並行してテレワークを行うことは難しいため、「まず地域の救出活動、救護活動に協力する」ということを企業に対してメッセージ等を発出する必要がある。
- 能登半島地震では中高層の建物が何棟も傾いた。杭は現行の耐震診断・耐震補強の適用対象外であること、都心には能登で傾いた建物と同様の古い杭を使った建物が極めて多いことから、能登半島地震での地盤・基礎等の被害に対する評価を早急に考えるべきである。

- 東京都にて、官民のデータ連携によって要配慮者の個別避難計画の作成、安否確認等の高度化を図る「東京データプラットフォーム（TDPF）」事業が進められている。このように、平時から共助の取組を進めることは重要である。
- 防災士・消防団についてはダイバーシティの視点が必要であり、女性や外国人を含めた幅広い年代層に参加していただくことが重要である。
- 災害発生直後に現場復旧を担う地域のインフラ整備事業者は人手不足が深刻化しており、働き方改革やDX化を進めることに加え、計画的に予見可能性が高い形での政府発注が必要である。
- 現行では対口（たいこう）支援職員の宿泊先・交通手段は各自治体で確保する必要があり、能登半島地震のときは調整に苦労した。国において、ロジスティックな部分をコーディネートする部署の新設を検討していただきたい。
- 町内会の防災訓練について、災害時では機能しないようなアナログな訓練をされていることがあり、デジタル化を図るべきである。デジタル化の機運が上がらない理由として住民の住所・顔等の情報が漏れてしまう点があげられるが、この点について、都や国において匿名のSNS等を活用した訓練の方法を推奨すべきである。
- 首都圏ならではの課題として、トリアージの発想は決して医療に限らないということを本ワーキンググループの報告書に明記する必要がある。自治体や建設事業者は発災時期等によって計画どおり支援者を派遣できない可能性がある。
- 防災の取組をまちづくりや地域活性化といった地域ニーズの1つとして位置づけることで、行政側の負担が緩和され、一般市民に対しても自助・共助の取組を推進するメッセージになると思われる。
- 首都圏にはすべての機能が集中しており、首都直下地震の暴露量が非常に大きいことを肝に銘じるべきである。耐震化率が92%といっても、その8%の絶対量が非常に大きい。避難所に行かない人々が生きていけるよう、優先順位をつけて戦略を考えるべきである。
- 保健や福祉等の分野の方々は全員を救いたいという考えであり、優先順位という考え方を持つ方々とは理念が異なる。共助は様々な理念を持った主体が参画するため、行政はそういった組織理念等も含め、バランスを取って対策をとる必要がある。
- 戸建住宅の住民、特に避難行動要支援者への共助の取組が不十分である。個別避難計画の作成や、地元消防団等と連携した安否確認などの取組と周知方法等について早急に議論する必要がある。消防団等に対し首都圏統一マニュアルを作成することもできるかと思う。
- 先日、女性が希望しても都内の消防団に入団できないという報道があったが、東京圏の消防団員数の減少や女性の視点が災害時に必要になることから、消防団のあり方等について再度検討すべきである。
- 地域の防災リーダー育成に向けた優良事例を参考にして、地域で災害時に活躍する人材の育成に力を入れるべきだと考える。
- 首都圏の病院が機能しない可能性も考慮し、海外の医療チームを受け入れ、実際に医療行為が可能になるような仕組みを整備しておく必要があるのではないか。